

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条による改正（墨田区特別区税条例（昭和 3 9 年墨田区条例第 4 3 号））

改 正 案	現 行
<p>（墨田区行政手続条例の適用除外）</p> <p>第 3 条の 2 墨田区行政手続条例（平成 7 年墨田区条例第 2 6 号）第 3 条、第 4 条又は第 3 3 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 3 3 条第 3 項及び第 3 4 条の規定は、適用しない。</p> <p>（徴収猶予に係る区の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</p> <p>第 5 条の 2 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第 4 項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内で区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</p> <p>2 区長は、法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る区の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 区長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 3 条の 2 墨田区行政手続条例（平成 7 年墨田区条例第 2 6 号）第 3 条、第 4 条又は第 3 3 条第 3 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 3 3 条第 2 項及び第 3 4 条の規定は、適用しない。</p> <p>〔新設〕</p>

当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知するものとする。

5 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知するものとする。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔新設〕

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること、及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき区の徴収金の年度、種類、納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、当該保証人の氏名及び住

所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする区の徴収金の年度、種類、納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の2第4項に規定する条例で

定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

8 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る区の徴収金の金額を猶予期間内の各月(区長がやむを得ないと認めるときは、その期間内の区長が指定する月。次条において同じ。)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

〔新設〕

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付し、又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

〔新設〕

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る区の徴収金の金額を猶予期間内の各月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維

持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び当該納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(公示送達)

第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、墨田区公告式条例(昭和25年墨田区条例第5号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(区民税の納税管理人)

第11条 区民税の納税義務者は、区内に住居、居所、事務所又は事業所(以下この項及び第57条第1項において「住所等」という。)を有しない場合においては、区内に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を区長に提出し、又は区外に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む

[新設]

[同左]

第6条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の2の規定による公示送達は、墨田区公告式条例(昭和25年9月墨田区条例第5号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。

[同左]

第11条 区民税の納税義務者は、区内に住居、居所、事務所又は事業所(以下本項及び第57条第1項において「住所等」という。)を有しない場合においては、区内に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を区長に提出し、又は区外に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むも

ものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を区長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 〔略〕

(所得割の課税標準)

第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除き、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 〔略〕

(寄附金税額控除)

第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定

ものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を区長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 〔略〕

〔同左〕

第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額は、法またはこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。

3～6 〔略〕

〔同左〕

第20条 〔同左〕

を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 〔略〕

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 〔略〕

2 〔略〕

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第24条の3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

（区民税の減免）

第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。

(1)~(3) 〔略〕

2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第24条の3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

〔同左〕

第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であって必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。

(1)~(3) 〔略〕

2 前項の規定によりって区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

( 軽自動車税の減免 )

第 4 6 条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)~(3) 〔略〕

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

( 身体障害者等に対する軽自動車税の減免 )

第 4 6 条の 2 区長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項第 1 号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 2 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請

〔同左〕

第 4 6 条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)~(3) 〔略〕

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

〔同左〕

第 4 6 条の 2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項第 1 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下本項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 2 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記

書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、次項及び第64条において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) 〔略〕

3 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して当該軽自動車等の提示（区長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 〔略〕

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営開始等の申告義務）

第64条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、経営開始の日の前日までに、当該施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法

載した申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) 〔略〕

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は所在地及び氏名又は名称

(3)～(8) 〔略〕

〔同左〕

第64条 〔同左〕

(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 〔略〕

2～4 〔略〕

付 則

第3条の5の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 〔略〕

(区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出（第24条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号の確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付

(2)・(3) 〔略〕

2～4 〔略〕

付 則

第3条の5の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 〔略〕

第5条 削除

の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 区長は、申告特例の求めを受けたときは、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 区長は、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた場合において、申告特例の求めを行った者が法附則第7条第13項各号のいずれかに該当し、同項前段の規定の適用を受けるときは、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（軽自動車税の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平

〔新設〕

〔新設〕

成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初めて道路  
運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）  
第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号  
の指定（次項及び第 3 項において「初回車  
両番号指定」という。）を受けた場合にお  
いて、平成 2 8 年度分の軽自動車税に限り、  
第 3 9 条第 1 項第 2 号イ中次の表の左欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ  
る字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

2 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号  
に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリン  
を内燃機関の燃料として用いるものに限る。  
次項において同じ。）に対する第 3 9 条第  
1 項の規定の適用については、当該軽自動  
車が平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3  
月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受  
けた場合において、平成 2 8 年度分の軽自  
動車税に限り、同項第 2 号イ中次の表の左  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に  
掲げる字句とする。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2 号  
に規定する 3 輪以上の軽自動車（前項の規  
定の適用を受けるものを除く。）に対する  
第 3 9 条第 1 項の規定の適用については、  
当該軽自動車平成 2 7 年 4 月 1 日から平  
成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番  
号指定を受けた場合において、平成 2 8 年  
度分の軽自動車税に限り、同項第 2 号イ中  
次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円
5,000円	3,800円

(たばこ税の税率の特例)

第6条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第50条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2. 前項の規定の適用がある場合における第51条の3第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

第2条による改正(墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年墨田区条例第24号))

改 正 案	一部改正条例の現行
<p>付則第6条第3項中「<u>附則第30条第3項第1号</u>」を「<u>附則第30条第5項第1号</u>」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「<u>附則第30条第2項第1号</u>」を「<u>附則第30条第4項第1号</u>」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「<u>附則第30条第1項第1号</u>」を「<u>附則第30条第3項第1号</u>」に、「<u>初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)</u>」を「初回</p>	<p>付則第6条を次のように改める。 (<u>軽自動車税の税率の特例</u>) 第6条 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それ</u></p>

車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	4,600円
6,900円	8,200円
10,800円	12,900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第39条第1項第1号、第2号イ（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及びロ並びに第3号の改正規定、付則第6条の改正規定並びに付則第3条第2項、第4条及び第5条（新条例付則第6条第1項に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(4) 〔略〕

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 〔略〕

第4条 新条例付則第6条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号

それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

3,900円	4,600円
6,900円	8,200円
10,800円	12,900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

付 則

〔同左〕

第1条 〔同左〕

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第39条第1項第1号、第2号イ（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及びロ並びに第3号の改正規定、付則第6条の改正規定並びに付則第3条第2項、第4条及び第5条（新条例付則第6条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(4) 〔略〕

〔同左〕

第3条 〔略〕

第4条 新条例付則第6条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号

の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第6条第1項の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第39条第1項及び新条例付則第6条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第39条第1項第2号イ	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
新条例付則第6条第1項の表以外の部分	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
新条例付則第6条第1項の表	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第6条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第39条第1項及び新条例付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔同左〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
新条例付則第6条の表以外の部分	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
新条例付則第6条の表	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

## 付 則

### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中墨田区特別区税条例第15条第2項にただし書を加える改正規定、同条例第24条の3第4項、第36条第2項、第46条第2項、第46条の2第2項及び第3項、第64条第1項の改正規定並びに付則第3条第2項及び第3項、第4条第1項並びに第6条の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中墨田区特別区税条例第5条の次に5条を加える改正規定、同条例第6条の改正規定及び同条例付則第6条の2を削る改正規定並びに次条及び付則第5条の規定 平成28年4月1日

( 徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置 )

第2条 第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下「新条例」という。)

第5条の2、第5条の3及び第5条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成

27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第5条の4及び第5条の6(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の5及び第5条の6(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納付期限又は納入期限が到来する区の徴収金について適用する。  
(区民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用し、平成26年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第15条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の区民税について適用し、平成27年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条第2項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例付則第5条の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例付則第5条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第46条の2第2項第1号及び第3項第2号の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第46条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の墨田区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第46条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第6条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

( 特別区たばこ税に関する経過措置 )

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった旧条例付則第 6 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ ( 以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。 ) に係る特別区たばこ税 ( 以下「たばこ税」という。 ) については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 4 6 5 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係るたばこ税の税率は、新条例第 5 0 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで 1 , 0 0 0 本につき 2 , 9 2 5 円
- (2) 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで 1 , 0 0 0 本につき 3 , 3 5 5 円
- (3) 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで 1 , 0 0 0 本につき 4 , 0 0 0 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 5 1 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 1 条の 3 第 1 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令 ( 平成 2 7 年総務省令第 3 8 号 ) による改正前の地方税法施行規則 ( 以下この節において「平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則」という。 ) 第 4 8 号の 5 様式
第 5 1 条の 3 第 2 項	施行規則第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 6 様式
第 5 1 条の 3 第 3 項	施行規則第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 5 1 条の 3 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

4 平成 2 8 年 4 月 1 日前に、地方税法第 4 6 5 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等 ( 同法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の売渡しを除く。以下「売渡し等」という。 ) が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する新条例第 4 7 条第 1 項の卸売販売業者等 ( 以下「卸売販売業者等」という。 ) 又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する

法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。
- 6 前項の申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。
- 7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第51条の3第5項	第1項又は第2項	墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年墨田区条例第 号。以下この節において「平成27年改正条例」という。）付則第5条第6項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
	当該各項	同項
第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受

けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第51条の4の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第51条の3第1項から第3項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に、売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第51条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項

第7項の表第51条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第52条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	次項

1 1 平成30年4月1日前に、売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第51条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第51条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項

第7項の表第52条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に、売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第51条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第51条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第52条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第64条の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第64条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第64条の規定による申告については、なお従前の例による。

参考(第2条による墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年墨田区条例第24号)による付則第6条の改正)

改 正 案	第1条による改正後(案)										
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第6条 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車は初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="226 1245 647 1473"><tbody><tr><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></tbody></table> <p>2. <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、当該軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、平成28年度分の軽自動車税に限り、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p>[同左]</p> <p>第6条 [新設]</p> <p><u>法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。))を受けた場合において、当該軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、平成28年度分の軽自動車税に限り、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
3,900円	4,600円										
6,900円	8,200円										
10,800円	12,900円										
3,800円	4,500円										
5,000円	6,000円										

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年4月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円
5,000円	3,800円

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年4月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同項第2号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円
5,000円	3,800円